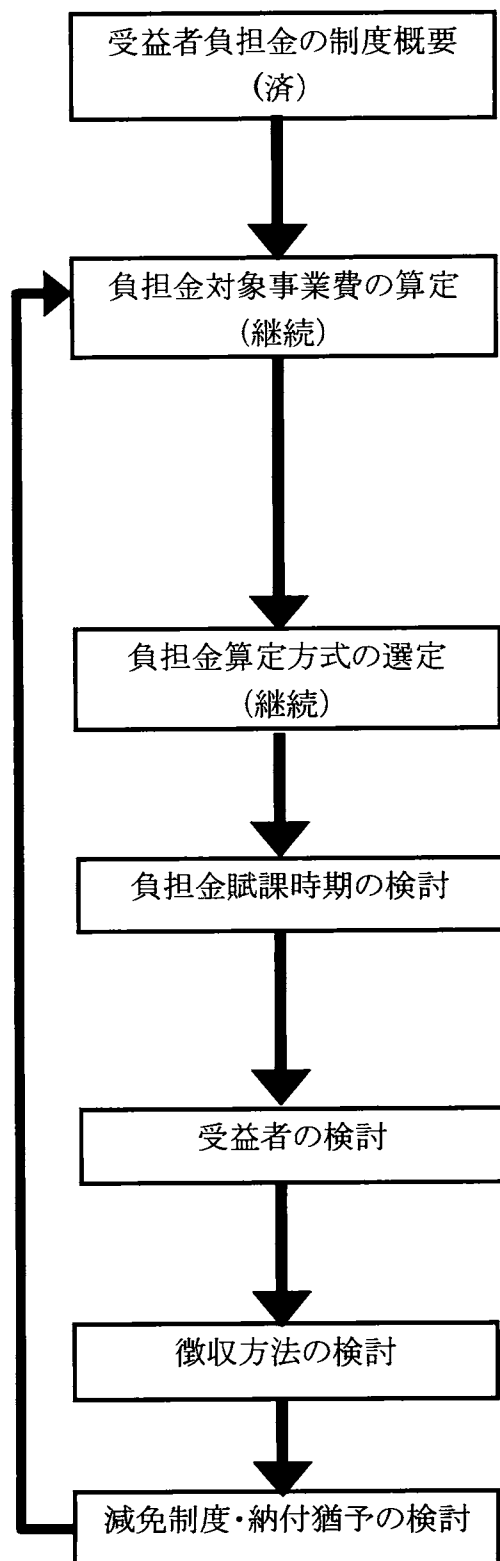


受益者負担金制度(案)について

資料 3

事務局

1. 検討フローについて(再掲)



- ・ 受益者負担金の意義、必要性
- ・ 受益者負担金制度決定時の問題点
- ・ 事例紹介
- ・ 対象事業費の考え方(比率式、末端管渠整備費)
- ・ 「末端管渠」とは？
- ・ どの時点で回収を目指すのか？(工事完成時、事業黒字化時点、水洗化100%時点、など)
→算定方式の対象面積・戸数や賦課時期に影響
- ・ 単純5%以外を選択する理由
- ・ 地積割、定額制などの特徴整理
- ・ 岩出市の現況(用途別面積、世帯数、事業所数、宅地の面積分布)と将来予測
- ・ 岩出市の現況・将来により適した方式を議論
- ・ 賦課時期による財政面・普及面からのメリット・デメリットの整理(計画時、工事完成時、供用開始時、供用開始後〇年、接続時)
- ・ 審議会としてのスタンスを議論
- ・ 土地の所有者、借地人(家屋所有者)、借家人その他権利者(地役権など)の関係(借地借家法、民法など)
- ・ 受益者を定めるか？協議制とするか？(紛争時の調停？)
- ・ 分割徴収とするか？分割回数について
- ・ 報奨金制度について
- ・ 国の通達について
- ・ 減免対象の土地について
- ・ 減免と納付猶予の使い分け

2. 受益者負担金対象事業費の設定

前回検討においては、下記の2方式・5通りを比較しました。

① 総事業費に対する比率による方式

①－A: 公共下水道建設費の5%を対象額とする方式

①－B: 公共下水道建設費＋流域下水道建設負担金の5%を対象額とする方式

② 末端管渠整備費相当額を対象額とする方式

②－A: 国費(補助金)を除いた額を対象額とする方式

②－B: 補助対象とならない単独事業費を対象額とする方式

②－C: 家庭へ設置する公共ますと取付管整備費を対象方式

		対象額の説明	負担金対象額
①－	A	公共下水道建設費の5%	1,827 百万円
	B	公共＋流域建設費の5%	2,121 百万円
②－	A	国費以外の20%	4,932 百万円
	B	単独事業費の20%	2,557 百万円
	C	ます・取付管設置費	1,029 百万円

それぞれに長所・短所がありますが、②－A、Bについては国庫補助対象範囲の基準が複雑で分かりにくく、これまでも何度か基準が変更を繰り返されてきており今後も変更される可能性があることを考慮すると、受益者負担金対象額の根拠としては余り適していないと考えます。②－Cについては、受益者負担金を最も低くできる案ですが、利用者が共用する下水道本管やマンホールに一切の利用者負担が入らないことになるので、下水道の受益者に対して「その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を負担させる」という都市計画法の主旨との整合を説明するのは難しく、下水道未整備区域の住民からの批判を受ける可能性があります。

この点からすれば、①の方式については現行制度で市町村が独自に措置すべき費用を受益者負担金の対象とするもので、根拠としては比較的わかりやすい方式です。現在の下水道財政見通しの下では、起債償還額など必ずしも下水道事業運営に必要な額全てを賄える案ではありませんが、起債の役割(世代間負担の公平化)を尊重して長期的に下水道使用料で回収するとの考え方を採るのであれば建設時の負担としてはこの程度が妥当とも考えられます。

なお、①－A、Bの2通りの算定方法については、流域下水道は根幹的な下水道施設であって広域的な水質保全に役割を果たす点と、「その受益が現実化する末端管渠の整備との関連に配慮しつつ」という下水道財政研究委員会提言を踏まえて、流域下水道建設負担金については受益者負担金対象額には含めないのが妥当であると考えます。

したがって、受益者負担金の対象額算定は「公共下水道建設費の5%程度(1,827 百万円)」とします。

3. 負担金算定方式について

前回検討においては、下記の4方式を比較しました。

〔Ⅰ〕地積割方式

〔Ⅱ〕定額方式

〔Ⅲ〕区分定額方式

〔Ⅳ〕組合せ方式

負担金対象額を前述の「公共下水道建設費の5%」とした場合の負担金算定式と、敷地面積が150㎡、500㎡、1000㎡の場合の負担額は下表のようになります。

		(単位:円)					
	敷地面積	〔Ⅰ〕	〔Ⅱ〕		〔Ⅲ〕		〔Ⅳ〕
			A	B	A	B	
		地積割方式	定額方式 (集合住宅区分無し)	定額方式 (集合住宅区分有り)	区分定額方式 (300㎡2段階)	区分定額方式 (1,000㎡2段階)	組合せ方式
算定式		261円 /㎡	130,500円 /区画	114,188円 /区画	300㎡以下 104,400円/区画 300㎡超 208,800円/区画	1,000㎡以下 118,636円/区画 1,000㎡超 237,272円/区画	73,500円/区画 +114円/㎡
負担額	150㎡	39,150	130,500	114,188	104,400	118,636	90,600
	500㎡	130,500	130,500	114,188	208,800	118,636	130,500
	1,000㎡	261,000	130,500	114,188	208,800	237,272	187,500

受益者負担金算定方式については、受益者負担金対象額の決定以上に様々な考え方が可能であり、全ての観点から見て問題の無い方式は無いと思われます。そのため、岩出市の状況で最も違和感の少ない方式を採用するのが最善と考えられます。

まず、算定基礎としては土地面積を用いて算定すべきです。土地取引や世帯人員の増減がほとんどない地域であれば世帯人員や水洗化時点での水道使用量など土地面積以外の値を基礎に受益者負担金を算定することも考えられますが、岩出市の場合は今後も開発による土地取引が続くと予想され、世帯人員の増減も子育てや転入・転出の状態により変化が激しい地域です。したがって1度しか賦課できない受益者負担金の算定基礎としては適しておらず、土地面積と居住可能な人数にはある程度関係が見込めることから土地面積を基準に受益者負担金を算定することが妥当と考えられます。

その上で、土地面積に応じて受益者負担金額が変化する上記4方式の長所・短所のうちどの部分を重視するかで採用すべき算定方式が決まります。

受益者負担金に関して岩出市の特徴と考えられるのは、

① 比較的面積の狭い(100～300㎡)新しい開発団地と、旧集落や周辺部の大きな宅地の両方が見られる。

② 住宅開発が盛んであり、今後も宅地開発は継続すると予想される。

であり、①は地積割よりも定額方式が適している理由であり、②に関しては開発に伴う分筆が行われるであろうことから地積割方式が適している理由になります。

こうした岩出市の状況から、受益者負担金の算定方式には地積割と定額制の双方の特徴を持った〔Ⅳ〕の組合せ方式が比較的適していると考えられます。

ただし、基本額(73,500円/区画)については前回「公共ます1箇所の設置費」として考え、ますの数が増えると受益者負担額が増える制度を想定していましたが、ますの個数と受益者負担金を連動させると、将来公共ますを増やした場合に受益者負担金を追加徴収する必要が生じて事務が煩雑化するため、公共ますの個数を増やす場合には設置費用や維持管理費用の増加に応じた費用負担を求める制度とします。受益者負担金としては「最低限各区画で負担していただく費用」として基本定額73,500円を設定し、基本定額と地積割(114円/㎡)で負担金を算定する方式とします。

例] 130㎡(約40坪)の宅地を持つAさんの場合

$$73,500\text{円/区画} + 130\text{㎡} \times 114\text{円/㎡} = 88,320\text{円}$$

660㎡(約200坪)の宅地を持つBさんの場合

$$73,500\text{円/区画} + 660\text{㎡} \times 114\text{円/㎡} = 148,740\text{円}$$

4. 負担金の賦課時期について

受益者負担金の賦課時期については、以下の4通りが考えられます。

- ① 下水道計画策定時
- ② 下水道工事実施時
- ③ 下水道供用開始時
- ④ 下水道接続申請時

まず、①、②については、岩出市の場合平成13年度の都市計画決定当時、平成15年度の下水道工事着手時から現在に至るまで負担金を賦課していません。

①については公共下水道整備の全体計画期間が30年間あるということを考慮すると、利用者の理解を得ることは難しいと考えられます。下水道法事業認可区域(5～7年間で整備)に限って徴収することも考えられますが、既に負担金未徴収のまま事業着手している第1期・第2期事業認可区域の住民と、今後の事業認可区域では、扱いに差が生じることとなりますので、これも理解を得ることは難しいと考えられます。

②についても同様に、既に未徴収のまま工事を進めている区域と、今後工事と同時に賦課・徴収される区域では扱いに差が生じることになり、現時点での採用は困難と考えられます。

③については、下水道が利用可能な区域になる、という意味で下水道整備の最初の効果が生じる時期であることから、多くの先進都市では受益者負担金の賦課時期としています。岩出市においても採用することが可能です。しかしながらまだ公共下水道が全く供用開始されていない当市において、下水道を実際に使用しないうちから一律に受益者負担金を賦課・徴収することには心理的な反発も予想されます。

また、負担金算定方式において区画ごとの基本定額があることから、開発が盛んな岩出市においては、住居の建っていない土地にも賦課し、後に開発によって区画が増減する事態も考えられます。

④については、下水道へ接続する時期であって土地利用も確定しており、賦課時期は上水道の施設負担金と同様になることから利用者の理解は得られやすい時期です。しかし負担金が市に納付される時期は最も遅くなり、それまでは市が建設費のうちで負担金相当額を立て替えていることとなります。一方で行政側としては、利用者の申込時に賦課することで事務量が分散化することと、未納金徴収事務の減少が見込まれることが利点として挙げられます。

それぞれにおいて利点と問題点がありますが、岩出市において公共下水道受益者負担金が導入されるのが最初であることから極力市民に受け入れられやすい制度とする観点と、岩出市における開発行為が今後も当面継続することを考慮して、④下水道接続申請時を採用します。

5. 受益者の設定について

受益者負担金を賦課される受益者については、

- ① 土地所有者
- ② 借地権、地上権などの設定者
- ③ 借家人

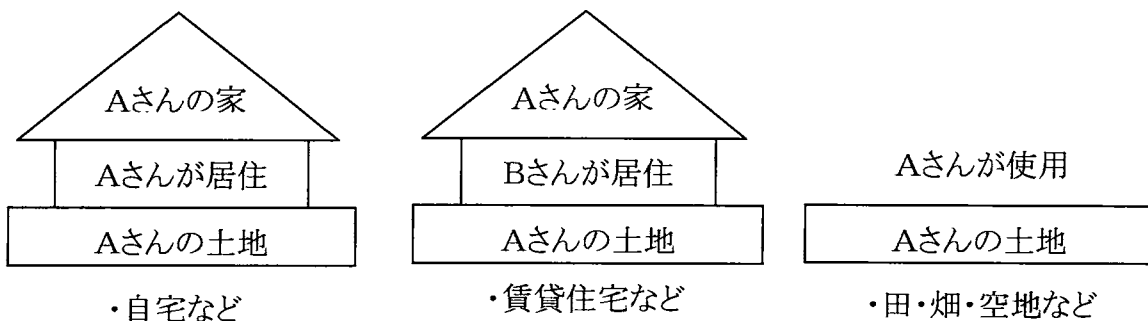
が考えられます。

③の借家人は下水道を使用する立場になると考えられますので、下水道の直接の受益者と考えることもできますが、多くの先行自治体においては借家人を受益者の対象から外しています。これら自治体の受益者負担金条例においては「一時使用のために設定された地上権又は使用貸借もしくは賃借権による権利を除く」とのただし書きが設けられており、下水道建設費の一部として一度だけ賦課される受益者負担金に対して、借家人を一般的に一時使用者とみなしているからと考えられます。

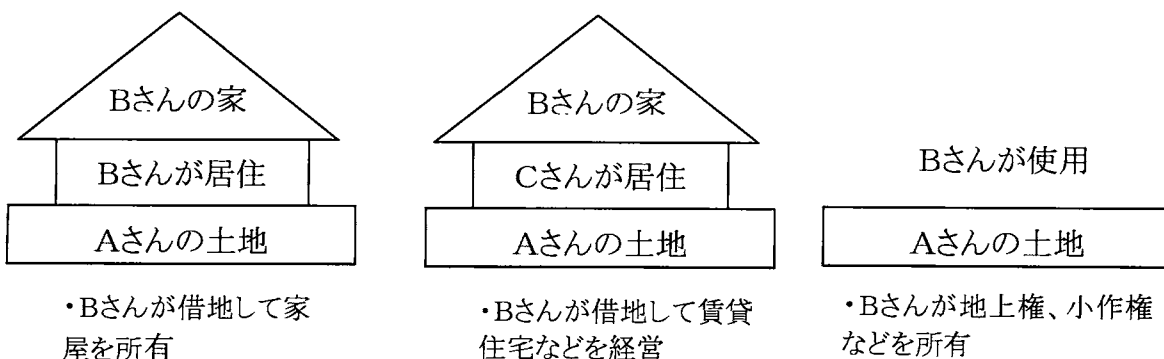
②の借地権、地上権などの設定者についても、一時使用のために設けられた権利については下水道整備による著しい利益を受けているとは言えないことから、受益者の対象にはなっていないと考えられます。しかしそれらの権利存続期間が長期に及ぶと認められる場合には、それら権利者に賦課している自治体が多く見られます。ただし、所有権者との権利者の間で受益の程度がどの割合となるかは個別の事情に大きく左右されるため、実際の賦課に当っては①の土地所有者との間で協議を求め、申告者に対して賦課する方式が多く採用されています。自治体によっては、下図の様に場合分けして例示しているところも見られます。

上記の状況を考慮し、受益者の設定は原則として土地所有者に賦課し、権利関係者間での協議によって申告することを可能とします。一方で協議がまとまらない場合に備え、一定期間経過後は市長が受益者を認定できるようにします。

例1 この場合の受益者は、Aさんです。



例2 この場合の受益者は、Bさんです。



6. 徴収方法について

徴収方法については、納付時期を利用者が下水道を利用するとの意思を表明する下水道接続時と遅く設定することを前提に、賦課・徴収事務の簡素化を目的に、原則として一括納付とします。(上水道の工事費用分担金と同様)

7. 減免・納付猶予制度について

減免については、受益者負担金が一度だけの賦課であり、一度減免すると永久に徴収できなくなることから、公共用地など下水道整備の利益の大半が最終的には不特定多数の住民に還元される場合に限ります。

納付猶予については納付時期が接続時であることから、農地や空地の納付猶予は行いません。生活保護世帯や市税免除世帯など生活困窮者に対しては、申請により分割納付や納付猶予制度を設けます。